

転登記ができない状況である。

原告が被告の持分20分の2を取得するためには、民法第258条第1項に基づき、共有物分割請求訴訟を提起し、判決を得る方法が最適であると判断されることから、同訴訟を提起するものである。

6 訴訟の方針

本件訴訟の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

令和5年5月23日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

北上地区消防組合消防本部庁舎を建設する用地の一部を取得するにあたり、売買契約の締結に応じない地権者に対し、訴えを提起しようとするものである。